

# 令和7年度 県産加工食品海外展開支援事業助成金 募集要項

公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センターでは、今後の未来型食品等の海外展開への足掛かりとして、静岡県内中小企業者による県産加工食品の海外市場への輸出支援を目的とする、海外向け商品開発及び販路開拓・拡大の取組を行う中小企業者に対し助成する「県産加工食品海外展開支援事業」を実施します。

令和7年度の実施については、「県産加工食品海外展開支援事業助成金交付要綱」に定める事項に加え、この要項で定めるとおりとします。

なお、本補助金における「未来型食品等」とは、フードテック等の先端技術を活用し、食品ロス、環境負荷等の食に関する社会課題解決に寄与するものや、機能性を有し、かつ安全性が担保されている食品若しくは食品素材を使った製品又は食品加工機械をいう。

## 1 助成の対象者（全て満たす者） ※詳細は交付要綱で確認してください

- ・中小企業者（中小企業基本法第二条第一項で定めるもの）等であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者
  - ・静岡県税を滞納していない者
  - ・応募者又はその役職員が、暴力団等の反社会的勢力であったり、また、反社会的勢力との関係を有していないこと
  - ・みなし大企業に該当しないこと
- みなし大企業とは
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## 2 対象事業

県産加工食品の海外向け商品開発及び販路開拓・拡大を目的とした海外で開催される展示会等への出展や具体的な販路開拓・拡大を行う事業

## 3 助成率

助成対象経費の2分の1以内

## 4 助成限度額

助成限度額を150万円とする。

## 5 助成対象期間

交付決定日（令和7年6月中旬頃）～令和8年2月15日

## 6 助成対象経費

- ・当該事業に直接必要な最少経費で、別表に掲げるもの。
- ・交付決定日（令和7年6月中旬頃）～令和8年2月15日（手形の場合は決済、クレジットカードの場合は引落日が2月15日以内であること）までに支出する経費

## 7 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 交付申請書(様式第1号)/事業計画書(様式第2号)・・・12部（正本1部、副本11部）
- ② 資本等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③ 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書・・・1部
- ④ 直近3ヵ年の決算資料(貸借対照表、損益計算書等)・・・12部
- ⑤ 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類・・・・12部
- ⑥ 直近期の県税納税証明書(法人県民税、法人事業税)・・・1部
- ⑦ パートナーシップ構築宣言書のコピー（該当者のみ）・・・1部
- ⑧ スタートアップ加点確認書(該当者のみ)・・・1部

※①, ②, ③, ⑧：当産業財団のホームページから各様式をダウンロードし、  
作成してください。

※⑥：最寄りの各財務事務所にて取得してください。又、個人事業主の場合は、個人事業税  
について、取得してください。

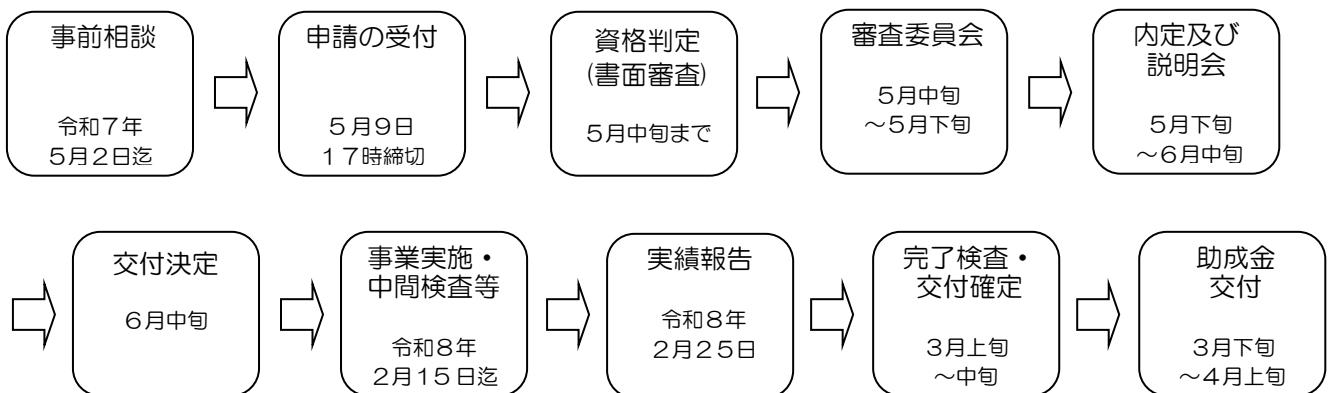
### (2) 受付期間・・・令和7年5月9日(金)17時必着

※令和7年5月2日(金)までに必ず事前相談を受けてください。

## 8 審査

資格判定(書面審査)及び審査委員会により審査を行います。審査委員会では、申請者によるプレゼンテーションを実施していただきます。パートナーシップ構築宣言ポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者（募集締切日前日時点）、フードテックを活用した製品の商品化、販路開拓・拡大であると承認された事業者、静岡県に申請した「スタートアップ加点確認書」でスタートアップ企業として承認された企業は加点の対象とします。

## 9 スケジュール（予定）



## 10 その他注意事項

- (1) 助成事業の決定等に当たり、助成事業者名、住所、事業の名称を公表します。また、助成事業に係る内容の発表(プレゼン)やフォーラム等で成果物の展示をしていただく場合があります。
- (2) 本助成事業により得た研究成果に基づく製品・技術等を発表する場合は、静岡県産業振興財団の助成金を受けた旨を明示してください。
- (3) 助成事業の対象期間内において、類似の内容で他の助成制度による同様の助成を受ける場合、本助成金は受けることはできません。
- (4) 応募の際には、必ず事前にご相談ください。申請は1者1申請とします。  
なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。
- (5) 採否の理由等についてはお答えできません。
- (6) 助成事業終了後5年間、毎年度終了後、助成事業に係る過去1年間の成果状況を報告していただきます。

## 11 事前相談

- (1) 事前相談の受付は、5月2日(金)までとします。
- (2) 事業の趣旨や助成対象経費について理解をいただく為に大変重要です。
- (3) 仮作成した申請書等をあらかじめ担当事務局にEメールもしくは直接ご持参いただきますようお願いいたします。
- (4) 申請者からの相談に限ります。
- (5) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。
- (6) 事前相談なしに申請された場合、申請額を減額することがありますので、予めご了承ください。(対象外となる経費が計上されている場合等)

## 12 応募・問い合わせ先

公益財団法人 静岡県産業振興財団 ウェルネス・フーズ産業支援センター  
(旧 フーズ・ヘルスケアオープソノベーションセンター)

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

T E L: 054-254-4513 FAX: 054-253-0019

<https://www.fsc-shizuoka.com/>

E-mail : newfoods@ric-shizuoka.or.jp

## 別表（助成対象経費）

以下に掲げる経費のうち、事業に直接要する経費。  
人件費、消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外です。

助成対象経費	内 容
原材料費	海外向け商品開発等を行うために必要な原材料を購入する経費 直接使用する主要原料、主要材料、副資材(製品の生産工程で使用するもの)、包装資材の購入に要する経費
機械装置購入等経費	海外向け商品開発等を行うために必要な機械装置、工具器具、部品、分析等機器装置の購入・製造・改良・据付け・借用に要する経費（但し、原則として借用に限る。また、生産に使用するものは対象から除く。）
外注加工費	海外向け商品開発等を行うために原材料等に施す必要な加工・検査・試験等を外注した際に支払われる経費
技術コンサルタント料	海外向け商品開発、販路開拓・拡大等を行うに当たり、コンサルタント会社等、専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
委託費	海外向け商品開発、販路開拓・拡大やそれに要するサンプル製作、マーケティング調査、海外向け商品パッケージデザイン料、展示用パネル作成・外国語ホームページ作成・外国語商品チラシ作成等の専門的知識を必要とする部分について、第三者に委託する際に支払われる経費
その他	調査研究費 調査研究を行うための経費、データ等を購入する費用として支払われる経費（但し、対象事業への使途が特定できるものに限る。） 【対象経費例】 ・図書／参考文献／資料／データ等購入費 ・調査会場入場費
	研修費 海外向け商品開発、販路開拓・拡大等を行うに当たり、輸出専門人材育成に資する講座等の開催に関する経費（講師謝礼・旅費・受講料等）
	海外展示会等出展経費 展示会等出展料、展示ブース装飾料、通訳料、翻訳料、通信運搬費、その他産業財団が必要と認める経費
	消耗品費 消耗品を購入するために支払われる経費（但し、対象事業への使途が特定できるものに限る。） 【対象経費例】 研究試薬 研究器具購入費 等